

【別表C(5)(公益目的事業継続予備財産)】

| | | | |
|--|--|---------------|---------------------------|
| 保有の必要性 | 公益目的事業継続予備財産を保有する必要性 公益法人の事業内容、資産及び収支の状況、災害その他の予見し難い事由の発生により想定される公益目的事業の継続が困難となる事態、不測の事態に備えた平時の取組 | | |
| <p>公益法人の事業内容 当法人は研究助成金の支給を行っています。</p> <p>資産及び収支の状況 保有する株式からの配当金を財源として、研究助成金を支給しています。</p> <p>災害その他予見し難い事由の発生により想定される公益目的事業が困難となる事態 現状は毎年度安定した配当金収入がありますので、研究助成金事業を安定して実施することができています。配当金は発行法人の業績に左右されます。現状では業績に問題は生じておりませんが、万が一業績が悪化し、配当金が減少した場合には、研究助成金事業の継続が困難となります。</p> <p>不測の事態に備えた平時の取組 できるだけ固定費を増やさないようにするとともに、発行法人の株主として安定した配当という観点から議決権の行使を行っています。</p> | | | |
| 限度額 | 21,000,000 | 円 | 上記の必要性に基づき必要となる金額とその理由・根拠 |
| <p>1年間公益目的事業の実施を継続できる金額が必要です。</p> <p>1年間の公益目的事業の事業費相当額として、2026年度予算の事業費合計7,000万円です。</p> <p>このうち、2100万円を必要額とする。</p> | | | |
| 公益目的事業継続予備財産額 | 使途不特定財産額の計算において控除される予備財産額は、「上記 限度額」又は「使途の定まっていない公益目的事業財産(対応する負債を除く)の額」のいずれも超えることはできない。 | | |
| 限度額 | 使途の定まっていない公益目的事業財産(対応する負債を除く)の額() | 公益目的事業継続予備財産額 | |
| 21,000,000 | 円 | 70,880,307 | 円 |

()使途の定まっていない公益目的事業財産(対応する負債を除く)の額 = 公益目的事業会計の資産額(対応する負債を除く) - 公益目的事業会計の控除対象財産(対応する負債を除く)の額で算定

| | | | |
|------------------------|---|---------------|---|
| 公益目的事業会計の資産額 | 1 | 1,934,473,867 | 円 |
| 公益目的事業会計の負債額 | 2 | 593,560 | 円 |
| 公益目的事業会計の控除対象財産額 | 3 | 1,863,000,000 | 円 |
| 公益目的事業会計の控除対象財産の対応負債の額 | 4 | 0 | 円 |

公益法人認定法施行規則第36条第7項の方法

| | | | |
|--|----|---------------|---|
| 控除対象財産の額 3欄 | 31 | 1,863,000,000 | 円 |
| 控除対象財産に直接対応する負債の額 C(1)5欄のうち公益目的事業会計に係る額 | 32 | | 円 |
| 指定純資産の額 | 33 | 1,931,803,419 | 円 |
| 31欄-32欄-33欄 | 34 | 0 | 円 |
| 引当金勘定の合計額 | 35 | | 円 |
| 各資産に直接対応する負債の額 C(1)5欄+6欄+7欄のうち公益目的事業会計に係る額 | 36 | | 円 |
| その他負債の額 2欄-35欄-36欄 | 37 | 593,560 | 円 |
| 一般純資産の額 | 38 | 2,076,888 | 円 |
| 対応負債の額 32欄+34欄×37欄/(37欄+38欄) | 39 | 0 | 円 |

| | | | |
|--------------------------|----|---|---|
| 控除対象財産の額 3欄 | 31 | 0 | 円 |
| 指定純資産の額 | 33 | | 円 |
| 31欄-33欄 | 34 | 0 | 円 |
| 引当金勘定の合計額 9欄 | 35 | | 円 |
| その他負債の額 2欄-35欄 | 37 | 0 | 円 |
| 一般純資産の額 | 38 | | 円 |
| 対応負債の額 34欄×37欄/(37欄+38欄) | 39 | 0 | 円 |